

暴風警報等発令時における対応について

このことについて、次のように取り扱いますので、ご理解ご協力をお願いします。なお、テレビ・ラジオ等で報道される気象情報は、市町村別に情報提供されるようになっていくことをご留意ください。

1. 亀山市に「暴風警報」や「特別警報」等が発令されたとき

対象となる警報 … 暴風警報、暴風雪警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、
レベル5(大雨特別警報、大雪特別警報、河川氾濫特別警報、土砂災害特別警報)
レベル4(大雨危険警報、河川氾濫危険警報、土砂災害危険警報)

※「レベル5」とは緊急安全確保、「レベル4」とは避難指示に相当します。学校の対応だけでなく、避難所等安全な場所への移動もあわせて検討し、安全を最優先した行動をとってください。

【午前6時30分以前に発令された場合】

警報発令の状況	授業・生徒の対応について
(1) 午前6時30分までに解除されたとき	平常の授業を行う。
(2) 午前6時30分現在に発令されているとき	登校を見合わせ、自宅待機する。
(3) 午前6時30分～午前11時の間に解除されたとき	午後の授業を行う。自宅で昼食を済ませ、12:45～13:00に登校、13:15からその日の5限目以降の授業を行う。
(4) 午前11時を過ぎても解除されないとき	当日の授業は中止とする。

【午前6時30分以降に発令された場合】

警報発令の状況	授業・生徒の対応について
(1) 登校前及び登校中に発令されたとき	自宅待機を原則とする。登校中の場合は、学校、自宅のいずれか近い方に向かう。
(2) 在校中に発令されたとき	授業を中止し、通学路の安全を確認したのちに下校とする。安全に帰宅させるのに困難と判断される生徒については、安全な場所(学校内等)に待機させ、保護するとともに保護者と連絡を取り、対応する。
(3) 午前6時30分～午前11時の間に解除されたとき	午後の授業を行う。自宅で昼食を済ませ、12:45～13:00に登校、13:15からその日の5限目以降の授業を行う。
(4) 午前11時を過ぎても解除されないとき	当日の授業は中止とする。

2. その他の注意報、警報発令の場合 … 原則として、平常授業をおこなう。

3. 登校の危険や支障のある場合(土砂崩れ、橋の冠水、決壊、交通機関の不通等)
… 自宅待機の上、その旨を学校まで連絡する。「出席停止」として取り扱う。

上記を原則としますが、気象状況や災害状況に応じて、対応を変更する場合があります。(例：警報は発令されていないが、台風の接近などで天候悪化が予測され、早めに下校させる場合など) その場合は、つながる連絡システムでお伝えいたします。また、午前中の通常授業が開催されない場合や警報の発令等により昼食前に下校する場合は、給食もなくなります。緊急対応のため、返金もできませんことをお知りおきください。(食材は発注済みのため)